

令和元年
第4回 蕨戸田衛生センター組合議会会議録

目 次

月 日 曜日	議 事	頁
	○会期日程	
	○招集告示	1
	○応招、不応招集	2
11月21日(木)	○議事日程	3
	○出席、欠席議員	4
	○職務のため出席した者	4
	○説明のため出席した者	4
	○開会と開議の宣告	6
	○議事日程の報告	6
	○議会運営委員会委員長報告	6
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○管理者報告	6
	○管理者提出議案の一括上程	9
	◇議案第12号 職員の給与に関する条例及び蕨戸田衛生センター組合職員退職手当条例の一部を改正する条例	
	◇議案第13号 工事請負契約の変更契約の締結について	
	◇議案第14号 工事請負契約の変更契約の締結について	
	◇議案第15号 工事請負契約の変更契約の締結について	
	◇認定第1号 平成30年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について	

○議案第 1 2 号から第 1 5 号及び認定第 1 号の説明……………	9
○決算認定に関する代表監査委員の報告……………	1 6
○議案第 1 2 号から第 1 5 号及び認定第 1 号に対する質疑……………	1 7
○議案第 1 2 号から第 1 5 号及び認定第 1 号の委員会付託……………	1 7
○散会の宣告……………	1 7
1 1 月 2 2 日 (金) ○休 会	
1 1 月 2 3 日 (土) ○休 会	
1 1 月 2 4 日 (日) ○休 会	
1 1 月 2 5 日 (月) ○休 会	
1 1 月 2 6 日 (火) ○議事日程……………	1 9
○出席、欠席議員……………	2 0
○職務のため出席した者……………	2 0
○説明のため出席した者……………	2 0
○開議の宣告……………	2 1
○議事日程の報告……………	2 1
○一般質問……………	2 1
○付託事件に対する委員長報告……………	2 1
◇総務常任委員会委員長 竹 内 正 明 議員	
◇業務常任委員会委員長 保 谷 武 議員	
○委員長報告に対する質疑……………	2 7
○討論、採決……………	2 7
○閉会中の継続審査事項の委員会付託……………	2 7
○閉会の宣告……………	2 8

令和元年第4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会

会 期 日 程

自 令和元年11月21日

6日間

至 令和元年11月26日

日程	月 日	曜日	開議時刻	会 議 名	議 事 内 容
1	11月21日	木	午後1時30分	本 会 議	○開 会 ○開 議 ○継続審査に対する委員長報告 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○管理者報告 ○管理者提出議案の一括上程 ○議案第12号から第15号、認定第1号の説明 ○監査報告 ○議案第12号から第15号、認定第1号に対する質疑 ○議案第12号から第15号、認定第1号の委員会付託
				本会議散会后	委 員 会
2	11月22日	金		休 会	午前10時一般質問通告受付締切
3	11月23日	土		休 会	
4	11月24日	日		休 会	
5	11月25日	月		休 会	
6	11月26日	火	午後1時30分	本 会 議	○開 議 ○一般質問 ○付託事件に対する委員長報告

					<ul style="list-style-type: none">○委員長報告に対する質疑○討論、採決○閉会中の継続審査事項の委員会 付託○閉 会
--	--	--	--	--	---

蕨戸田組告示第6号

令和元年11月14日

令和元年11月21日、令和元年第4回蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）
を蕨戸田衛生センター組合議場に招集する。

蕨戸田衛生センター組合

管理者 頼 高 英 雄

応招、不応招議員

◇応招議員 20名

1番	武下涼	議員	2番	今井陽子	議員
3番	大石圭子	議員	4番	本田てい子	議員
5番	榎本和孝	議員	6番	小林利規	議員
7番	保谷武	議員	8番	根本浩	議員
9番	山・紀子	議員	10番	一関和一	議員
11番	竹内正明	議員	12番	斎藤直子	議員
13番	土屋英美子	議員	14番	花井伸子	議員
15番	酒井郁郎	議員	16番	三輪なお子	議員
17番	榎本守明	議員	18番	熊木照明	議員
19番	伊東秀浩	議員	20番	高橋秀樹	議員

◇不応招議員 なし

令和元年 第 4 回

蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）

11月21日（木）

令和元年第4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会 第1日

令和元年11月21日(木)

議事日程

1. 開 会
2. 開 議
3. 継続審査に対する委員長報告
 - (1) 議会運営委員会委員長
4. 会議録署名議員の指名
5. 会期の決定
6. 管理者報告
7. 管理者提出議案の一括上程
 - (1) 議案第12号 職員の給与に関する条例及び蕨戸田衛生センター組合職員退職手当条例の一部を改正する条例
 - (2) 議案第13号 工事請負契約の変更契約の締結について
 - (3) 議案第14号 工事請負契約の変更契約の締結について
 - (4) 議案第15号 工事請負契約の変更契約の締結について
 - (5) 認定第1号 平成30年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について
8. 議案第12号から第15号及び認定第1号の説明
9. 決算認定に関する代表監査委員の報告
10. 議案第12号から第15号及び認定第1号に対する質疑
11. 議案第12号から第15号及び認定第1号の委員会付託
12. 散 会

令和元年11月21日(木)

◇出席議員 (19名)

1番	武下	涼	議員	2番	今井	陽子	議員
3番	大石	圭子	議員	4番	本田	てい子	議員
5番	榎本	和孝	議員	6番	小林	利規	議員
7番	保谷	武	議員	9番	山・	紀子	議員
10番	一関	和一	議員	11番	竹内	正明	議員
12番	斎藤	直子	議員	13番	土屋	英美子	議員
14番	花井	伸子	議員	15番	酒井	郁郎	議員
16番	三輪	なお子	議員	17番	榎本	守明	議員
18番	熊木	照明	議員	19番	伊東	秀浩	議員
20番	高橋	秀樹	議員				

◇欠席議員 (1名)

8番 根本 浩 議員

◇職務のため出席した者

石塚 千明 書記 高津戸 健喜 書記

◇説明のため出席した者

頼高 英雄	管理者	川島 善徳	代表監査委員
菅原 文仁	副管理者	伊藤 浩一	嘱託
須崎 充代	会計管理者	奥田 好是	嘱託
増山富美男	事務局長	榎戸 晃	嘱託
渡邊 昌彦	次長	田谷 信行	嘱託
木村 和正	次長	相馬 一富	嘱託
斎川 弘之	業務課長	小柴 正樹	嘱託
河野 淳夫	施設課長	吉野 博司	嘱託
		栗原 誠	嘱託
		清水 明	嘱託

東口 俊博 嘱 託
重松 浩之 嘱 託

令和元年第4回蕨戸田衛生センター組合議会
定例会会議録第1号

令和元年11月21日（木曜日）
午後 1時30分開会

◎開会と開議の宣告

○酒井郁郎議長 ただいまより、令和元年第4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○酒井郁郎議長 本日の議事日程につきましては、お手元にお配りしたとおりでありますので、ご了承願います。

◎議会運営委員会委員長報告

○酒井郁郎議長 初めに、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 7番 保谷 武議員。

〔7番 保谷 武議員 登壇〕

○7番 保谷 武議員 令和元年第4回蕨戸田衛生センター組合定例会に係る議会運営委員会を、去る11月19日に開催いたしました。その決定事項についてご報告申し上げます。

お手元に会期日程案及び議事日程をお配りしておりますので、ご参照をお願いいたします。

まず、会期日程でございますが、蕨市、戸田市の日程並びに提出議案等を勘案し、本日11月21日から11月26日までの6日間とすることに決定いたしました。

一般質問の発言通告は、11月22日午前10時までとする。また、質疑の発言通告は代表監査委員の監査報告後、本会議再

開時までとする。

以上のとおり決定いたしました。

次に、議事日程であります。審議の結果、お配りいたしましたとおりであります。

以上で、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○酒井郁郎議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、

3番 大石 圭子 議員

13番 土屋 英美子 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○酒井郁郎議長 次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日11月21日から11月26日までの6日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○酒井郁郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は6日間と決定いたしました。

◎管理者報告

○酒井郁郎議長 次に、管理者の報告を求めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 本日ここに、令和元年第4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位にお

かれましては公私とも大変お忙しい中ご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

なお、本組合議会の定例会は年内最後になろうかと思いますが、議員の皆様には組合業務の円滑なる運営につきまして特段のご協力をいただき、本席より心から厚くお礼を申し上げます。

まず、ご報告の前に、このたびの相次ぐ台風及び10月25日の豪雨により、多くの方々が犠牲となるなど、甚大な被害となりました。犠牲となられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い被災地の復旧、復興をお祈りいたします。

なお、今回の台風19号により、戸田市内において床上浸水した地域があり、組合では災害ごみとして車両で60台分を受け入れました。

内訳は、家具、家電製品や畳などの粗大ごみが重量で41トン170キログラム、可燃ごみが150キログラム、生活系の排水が8トン920キログラムとなります。

また、埼玉県内において河川の氾濫により住宅浸水の被害が大きかった東松山市から、大量に発生した災害ごみ仮置き場での受け入れ作業の支援について、埼玉県内の市町村及び清掃事業を行っている一部事務組合で組織しております埼玉県清掃行政研究協議会を通じ依頼があり、職員2名を派遣いたしました。

次に、去る10月1日に組合議会の行政視察といたしまして、寄居町のツネイシカムテックス株式会社及び茨城県八千代市の株式会社エフピコをご視察いただき、焼却灰の処理の状況やペットボトルのリサイクルについてご確認いただけたと存じます。

大変お忙しい中、日程をお繰り合わせいただきまして、まことにありがとうございます。

ました。

さて、今定例会に提出する案件は、条例案1件、工事請負契約の変更契約3件、決算認定1件の計5件であります。慎重なるご審議の上、ご議決、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

それでは、これから前定例会後の主なる事項についてご報告申し上げます。

まず、施設の延命化対策を行う基幹的設備改良工事の進捗状況について申し上げます。

6月の第2回定例会において本契約のご議決をいただき、これまで工事に向け準備を進めておりました。

まず、ごみ焼却施設については今月の9日から施設の運転を停止し、受変電設備及び共通設備の更新工事を行っており、今月の24日には完了する予定としております。

停止期間中の家庭系の燃やすごみの処理は、今月の11日より27日まで、近隣市にお願いをしており、月曜日分は川口市と朝霞市、火曜日分は川口市と和光市、水曜日分はさいたま市で処理を行っています。

なお、土曜日分と事業系ごみについては組合で受け入れをし、ごみピットで貯留をしております。

次に、粗大ごみ処理施設については今月の17日から、設備本体及び鉄類を回収する磁選機などの設備の更新を行っており、今月の24日には完了する予定としております。

なお、停止期間中の粗大ごみ及び燃えないごみについては、組合内の施設で保管をしております。

次に、し尿処理施設については10月にポンプ類の更新などを行い、今月は電気設備の更新を行っておりますが、施設の運転

は停止せずに行っております。

各施設の工事は、計画どおり進捗しております。

次に、東日本大震災に伴う原子力発電所事故の影響により、組合が負担することとなった費用に対する東京電力ホールディングス株式会社への損害賠償請求について申し上げます。

組合では、事故の影響により焼却灰から放射性物質が確認されたことから、関連して負担することとなった費用について、平成23年度分から損害賠償請求を行い、支払いを受けております。今年度は、平成30年度分の焼却灰の放射性物質濃度測定費用として3万9,040円を予定しております。

前年度は、排ガス、ごみ処理水及び空間放射線量の測定費用についても損害賠償の対象としておりましたが、今回の請求については対象外となりました。これは、組合の施設は放射性物質汚染対処特別措置法において特定一般廃棄物処理施設に該当しておりましたが、焼却灰の放射線量が低く、また安定した埋立処分を行うため、法律適用免除の申請を行い、確認を受けております。今回の請求では、この適用免除により、法律による調査義務の免除及び施設の維持管理基準の適用除外となっていることから、損害賠償の対象外となりました。

ただし、焼却灰の測定費用については、埋立処分先に測定結果を提出していることから、賠償の対象となりました。対象外となった費用の額は12万1,995円となります。

なお、組合といたしましては、今後も安全確認のため、これまで行ってきました放射性物質濃度の測定は続けてまいります。また、損害賠償請求については、対象外と

なったものについても焼却灰の追加費用を含め、続けてまいりたいと考えております。

次に、例年実施しておりますダイオキシンの測定結果について申し上げます。

まず、環境への影響が大きいごみを焼却した際の煙突からの排ガスであります。A号炉0.11ナノグラム、B号炉0.034ナノグラム、C号炉0.14ナノグラムという結果となり、ダイオキシン類対策特別措置法の規制値である5ナノグラムを大幅に下回っており、安定した数値が維持されております。

また、土壌中のダイオキシンにつきましては、測定箇所をさいたま市の中学校の敷地内2カ所と組合敷地内5カ所、合わせて7カ所のサンプリングを行いました。数値につきましては、南浦和中学校では7.7ピコグラム、内谷中学校では3.7ピコグラム、組合敷地内で13ピコグラムから600ピコグラムという結果となりました。測定結果については、全て環境省の環境対策基準値とされる1,000ピコグラム以下となっております。

次に、今年度4月から9月までの上半期のごみの搬入状況について申し上げます。

まず、可燃ごみの搬入量は2万7,299トンで、前年同期と比較して923トン、率で3.5%の増加となっております。

内訳は、家庭からのものは1万6,513トン、前年比較で212トン、率にして1.3%の増加、事業系のものが1万786トン、前年比較で711トン、率にして7.1%の増加となっております。

また、粗大ごみの搬入量は890トンとなり、前年比較で89トン、率にして11.2%の増加、不燃ごみについては904トンとなり、前年比較で17トン、率にして1.9%の増加となりました。

次に、リサイクルプラザに搬入された資源ごみについて申し上げます。

上半期の搬入量は2,835トンとなり、前年同期との比較で8トン、率にして0.3%の減少となっております。

資源ごみの内訳と前年同期の比較は、金属缶が434トンで44トンの減少、びん類は662トンで18トンの増加、紙類が357トンで6トンの増加、ペットボトルは516トンで8トンの減少、プラスチック類が863トンで20トンの増加となっております。

この結果、資源ごみを含めたごみの総搬入量は3万2,029トンとなり、前年同期との比較では965トン、率で3.1%の増加となっております。

上半期だけを見ますと、リサイクルプラザに搬入される金属缶類は減少となっておりますが、その他のものは前年度とほぼ同量もしくは増加となり、特に事業系の可燃ごみが増加となっております。

次に、回収されました主なる資源物売り払いの今年度3回目となる10月から12月分までの入札結果について申し上げます。

各品目の1キログラム当たりの単価は、スチール缶22円55銭、アルミ缶129円36銭、ペットボトル65円78銭、破碎鉄13円57銭4厘、焼却鉄は2円12銭3厘となりました。これを今年度2回目の契約価格と比較いたしますと、ペットボトルは30.1%の値上がりとなりましたが、その他のスチール缶やアルミ缶などの金属類は0.5%から22.6%の値下がりとなりました。

次に、本年度2回目となります再生家具の展示販売について申し上げます。

10月14日から19日までの1週間を入札の受付期間とし、実施をいたしました。

今回の展示品の総数は250点で、そのうち128店が落札され、それぞれ再利用されることとなりました。

また、売れ残ったものについては先着順での販売を今月の18日から22日まで行っております。

なお、今回は来年2月を予定しております。

以上、管理者報告といたします。

◎管理者提出議案の一括上程

○酒井郁郎議長 これより、管理者提出議案の上程に入ります。

今議会に提出された議案は条例案1件、契約案件3件及び認定1件の計5件であります。

件名を書記が朗読いたします。

〔書記朗読〕

議案第12号 職員の給与に関する条例及び蕨戸田衛生センター組合職員退職手当条例の一部を改正する条例

議案第13号 工事請負契約の変更契約の締結について

議案第14号 工事請負契約の変更契約の締結について

議案第15号 工事請負契約の変更契約の締結について

認定第1号 平成30年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について

○酒井郁郎議長 以上、朗読いたしました管理者提出議案を一括上程いたします。

◎議案第12号から第15号及び認定第1号の説明

○酒井郁郎議長 これより議案第12号から議案第15号及び認定第1号を一括議題と

いたします。

提出者の説明を求めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 それでは、議案第12号から第15号及び認定第1号についてご説明申し上げます。

最初に、議案第12号「職員の給与に関する条例及び蕨戸田衛生センター組合職員退職手当条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

この条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、職員は成年被後見人等に該当するに至ったときは、その職を失うとする規定が地方公務員法から削除されたことに伴い、この規定により失職することとなった者の給与及び退職手当の取り扱いについて定めている条文を削除するものであります。

なお、条例の施行は法律の施行日に合わせ、令和元年12月14日としております。

続いて、議案第13号から議案第15号の「工事請負契約の変更契約の締結について」は関連がありますので、一括して申し上げます。

この3件の議案は、令和元年第2回定例会においてご議決をいただきました、施設の延命化を目的とした基幹的設備改良工事のごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設の3件の工事請負契約について、消費税法及び地方税法が改正されたことにより、税率が8%から10%となったことから、工事請負費に係る消費税等の増額分について変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、増額となる金額は、ごみ焼却施設が7,520万円、粗大ごみ処理施設が340万円、し尿処理施設が540万円となります。

引き続き、認定第1号「平成30年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

本認定に当たりましては、監査委員の方々には去る8月28日に決算書、附属書類及び帳簿等について慎重なご審議を賜り、本定例会にご提案できましたことを本席より感謝申し上げます。

また、両市の議員の皆様には平成30年度の予算の執行に当たり、格別なご指導を賜り、組合の業務が円滑に運営され、所期の目的を達成できましたことに対し、重ねて感謝申し上げます。

つきましては、ここに監査委員の決算審査意見書を付して、認定をお願いするものであります。

それでは、決算の概要についてご説明申し上げます。

まず、歳入歳出予算のそれぞれの総額19億6,825万6,000円に対しまして、歳入決算額は20億640万3,349円、執行率は101.9%であります。

一方、歳出につきましては19億243万159円、執行率は96.7%であります。

歳入歳出差引額は1億397万3,190円となり、全額翌年度に繰り越しをいたしました。

前年度と比較いたしますと、歳入は8,295万4,023円、率にして4.3%の増額となりました。その主な要因は、第1款分担金及び負担金と第2款使用料及び手数料の増額によるものであります。

また、歳出は4,507万2,340円、

率にして2.4%の増額となりました。その主な要因は、第3款衛生費が増額となったことによるものであります。

なお、詳細につきましては、事務局からご説明をいたしますので、お聞き取りをお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○酒井郁郎議長 続いて、事務局長に詳細説明を求めます。

増山事務局長。

〔増山富美男事務局長 登壇〕

○増山富美男事務局長 私からは、認定第1号「平成30年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について」詳細説明を申し上げます。

お手元の歳入歳出決算書の事項別明細書によりご説明申し上げますので、7ページをお開きください。

まず、歳入の第1款分担金及び負担金は、組合規約及び施設整備基金条例の規定により積算された金額であり、1項分担金、1目組合分担金14億1,129万6,000円は、蕨市が6億1,053万7,000円、分担率は43.3%、戸田市が8億75万9,000円、分担率は56.7%です。前年度比8,057万円、率で6.1%の増額となり、蕨市が3,395万3,000円、戸田市が4,661万7,000円の増額となりました。

内訳は、組合運営の経費として1節組合分担金が13億1,129万6,000円で、蕨市が5億6,053万7,000円、分担率は42.7%、戸田市が7億5,075万9,000円、分担率は57.3%となっております。

また、将来の施設整備の費用に充てるための2節施設整備基金分担金は1億円で、蕨市、戸田市5,000万円ずつとなりま

す。

次に、第2款使用料及び手数料は、事業系ごみと浄化槽汚泥の処分手数料として1項手数料、1目手数料は3億6,392万6,347円の収入額となり、前年度比1,345万9,085円、率で3.8%の増額となりました。これは、事業系ごみが739.47トン増加したことによるものです。

次に、第3款国庫支出金630万6,000円は、ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設の基幹的設備改良工事を施工するため、周辺地域の生活環境に及ぼす影響の調査及び工事の基本設計と発注仕様書の策定業務委託に対する国からの循環型社会形成推進交付金です。対象額の3分の1が交付されております。

8ページをお開きください。

次に、第4款財産収入の収入額は173万4,316円です。これは、財産運用収入として施設整備基金を運用したもので、国債、埼玉県債及び定期貯金で運用し、これらは基金へ繰り入れております。

次に、第5款繰越金は6,609万1,507円です。

次に、第6款諸収入は1億5,704万9,179円です。1項雑入、1目回収資源売払金1億3,727万9,979円は、リサイクルプラザや粗大ごみ処理施設などから回収された資源物を売り払った収入ですが、前年度比279万4,329円、率で2%の減額となりました。これは、主に焼却鉄売払い単価の値下がりによるものです。

2目電力売払収入1,061万4,759円は、ごみ焼却により発電した電力の夜間や日曜日などの余剰分を売り払ったものです。発電設備の故障により1カ月半ほど停

止いたしましたが、ほぼ前年度と同額となっております。これは、前年度は焼却炉の不調により余剰電力の売り払いができなかった期間があり、通常より減額となっております。

3目弁償金16万1,662円は、福島原子力発電所事故の影響により焼却灰から放射性物質が確認されたことにより、焼却灰等の放射性物質濃度を測定する委託費用に対する東京電力ホールディングス株式会社からの平成29年度分の損害賠償金で、前年度と同額です。

4目雑入は899万2,779円です。主なものをご説明いたします。備考欄1行目の電気等使用料は、施設の補修工事を行う業者の現場事務所及び自動販売機の電気等使用料です。

次の土地使用料は、両市がごみの収集運搬業務を委託している2業者への収集運搬車両の駐車場と仮設事務所の土地の使用料です。

4段目の再商品化合理化拠出金配分金は、容器包装リサイクル法の規定に基づき、平成29年度に搬出したペットボトルなどについて、品質基準と費用低減の貢献度を搬出量に応じ配分されたものです。

次の有料広告掲載料は、組合ホームページへのバナー広告掲載による収入です。

以上、歳入合計は20億640万3,349円であり、前年度と比較して8,295万4,023円、率で4.3%の増額となりました。

次に、歳出をご説明いたしますので、10ページをお開きください。

まず、第1款議会費の支出額は1,475万5,819円です。これは、議員20名の報酬を始めとする組合議会の運営に要した経費です。

次に、第2款総務費の支出額は2億3,301万2,200円です。1項総務管理費、1目一般管理費は、特別職の報酬及び職員の人件費のほか、組合の管理運営に要した経費で2億3,245万9,586円となり、前年度比161万7,556円の増額となりました。

それでは、主なものをご説明いたします。

1節報酬から4節共済費までは、正副管理者及び職員26名の人件費で1億8,803万5,713円の支出となり、前年度比806万3,797円の増額となりました。これは、給料の定期昇給と人事院勧告に伴う改定分、及び休職していた職員が11月に復職したことなどによるものです。

1.1節需用費は、消耗品費や燃料費など5件分、497万4,042円の支出です。

1.2ページをお開きください。

1.2節役務費251万9,410円は、通信運搬費ほか3件の支出です。

1.3節委託料は1,646万6,283円の支出です。総務課が所管する管理運営上必要な11件の委託となっております。

1.4節使用料及び賃借料83万1,678円は、テレビ受信料ほか8件です。

1.5節工事請負費1,803万6,000円は、3件の工事を施工しました。

まず、工場棟4階空調機更新工事は、配管の閉塞などにより能力が低下していることから、パッケージ型エアコンに更新する工事、管理棟屋上等補修工事は組合事務所屋上の防水工事、消防設備補修工事は消防設備の法定点検時に指摘のあった箇所の補修を行いました。

1.8節備品購入費32万9,184円は、庁用備品の購入費用です。

1.9節負担金、補助及び交付金37万400円は、各協議会などの負担金及び業務

に必要な資格の講習費用などの支出です。

14ページをお開きください。

22節補償補填及び賠償金11万9,772円は、本年1月24日に発生した粗大ごみ処理施設の爆発事故により損傷を与えた車両の修理費用の賠償となります。なお、同目11節より11万円を流用しております。

27節公課費55万9,300円は、公害健康被害補償制度負担金の汚染負荷量賦課金です。

2目公平委員会費は、委員の任期満了により新たに委員の選任を行い、委員会を開催いたしましたので、委員報酬として1万8,500円を支出しております。

2項監査委員費は53万4,114円の支出額で、監査に要した経費となり、例月出納検査が4回、決算審査が1回、定期事務監査が3回開催されました。

次に、第3款衛生費について申し上げます。

衛生費全体の支出額は14億2,818万9,970円で、前年度比8,362万8,902円、率で6.2%の増額となりました。1目清掃総務費は1億6,169万2,021円の支出額です。

それでは、主なものをご説明いたします。

11節需用費1億1,314万5,305円は、消耗品費ほか3件です。なお、光熱水費の電気料金については、発電設備の法定点検による定期補修工事期間の増加及び故障による1カ月半の停止により、その間使用する全ての電力を購入したことにより、前年度比3,597万1,247円の増額となりました。また、ごみ焼却による発電の自給率は通常90%以上となりますが、故障などがあったことから77.7%となっております。

13節委託料は7件分で1,056万

8,448円の支出額です。

まず、分析委託料は環境管理に万全を期すため、関係法令等の規定に基づき、ダイオキシン類や放射性物質など各測定を委託したものです。受電機器保守点検委託料は、電気事業法の保安規定により年1回、精密検査等を実施し、電気設備の機能維持を図るものです。また、停電復旧調査委託料及び発電機保護継電器点検委託料は、発電設備の故障に伴い行った調査や点検の委託料です。

その他の委託については、各施設共通の毎年行っているものとなります。

14節使用料及び賃借料1,803万7,259円は、下水道使用料と業務に使用する特殊車両の借り上げなどです。

15節工事請負費1,577万8,800円は6件の工事となり、各施設共通で使用する設備や建物などの補修工事となります。

16ページをお開きください。

なお、同項4目15節に202万8,000円を流用しております。

18節備品購入費94万8,776円は、スポットエアコンやCCDカラーカメラなどの機械器具を購入したものです。

19節負担金、補助及び交付金297万8,800円は、焼却灰の搬出先自治体への環境保全協力金などです。

次に、2目塵芥処理費9億5,604万4,856円は、3基のごみ焼却炉及び粗大ごみ処理施設などの運営に必要な経費です。

11節需用費5,588万6,777円は、各機器の部品と焼却炉立ち上げ用の灯油の購入費用及び39件分の修繕料です。

なお、粗大ごみ処理施設の爆発事故により、緊急を要する箇所の修繕料として896万4,000円を支出しております。

次に、13節委託料4億8,674万9,578円は、ごみ処理関係の委託12件です。

施設運転管理等業務委託料及び粗大ごみ処理施設等運転管理業務委託料は、それぞれの施設の運転業務を委託したものです。

次の焼却灰等埋立処分委託料は、ばいじんをセメントで固めたものを群馬県草津町の処分場に1,901トン、山形県米沢市の処分場に2,280トンをそれぞれ埋立処分した経費であります。前年度より処分量が49トン増加したことにより、215万5,464円の増額となっております。

また、焼却灰等資源化委託料は焼却後の不燃物残渣を寄居町の彩の国資源循環工場内の施設で1,087トン、栃木県日光市の施設で884トン土木資材として資源化した経費です。前年度より資源化量が208トン増加したことにより、538万917円の増額となっております。

そのほかは、処理困難物の処理業務と施設の清掃、点検業務を委託した経費となります。

15節工事請負費3億6,675万2,880円は、ごみ焼却炉補修工事A号炉ほか10件で、各機器類の消耗品の交換及び調整、点検整備など、施設の機能維持を図るための補修工事で、前年度比452万6,200円の増額となりました。

18ページをお開きください。

16節原材料費4,665万5,621円は、ごみ焼却炉の運転に必要な各種工業用薬品の購入費用です。

次に、3目し尿処理費4,703万2,531円は、し尿処理施設の運営に必要な経費です。

11節需用費284万8,968円は、消耗品の購入費と4件の修繕料です。

19ページをご覧ください。

13節委託料1,889万280円は、施設の運転に必要な委託3件です。

15節工事請負費1,954万8,000円は、各機器類の消耗品の交換及び調整など、機能維持を図るための費用です。

16節原材料費574万5,283円は、施設の運転に必要な工業用薬品の購入費用です。

次に、4目リサイクル促進費1億8,665万9,201円は、リサイクルプラザの運営に必要な経費で、補修工事費などの増大により前年度比1,667万6,274円の増額となりました。

11節需用費816万8,195円は、消耗品の購入費と8件の修繕料です。

13節委託料1億3,193万8,686円は、施設の運転管理業務と粗大ごみ再生業務の経費及びガラスびんと廃プラスチックのリサイクルの費用です。

20ページをお開きください。

15節工事請負費4,639万6,800円は、リサイクルプラザ補修工事ほか4件の工事となり、各機器類の消耗品の交換及び調整、点検など、機能維持を図るための経費です。なお、同項1目15節から202万8,000円を流用しております。

次に、第5目リサイクルフラワーセンター運営費は5,645万7,361円の支出額です。

11節需用費428万8,221円は、種及び資材等の消耗品と温室暖房用等の燃料の購入費及び修繕料です。なお、同目13節に6万円を流用しております。

13節委託料4,808万3,392円は2件で、リサイクルフラワーセンター運営委託料は施設の運営委託料で、障がい者20名を含め35名で施設の運営を行って

おります。また、蛍飼育支援委託料は、蛍の飼育について東武動物公園の蛍飼育担当者に組合の飼育状況の確認と飼育方法などについてアドバイスを受けたものです。なお、同目11節より6万円を流用しております。

21ページをご覧ください。

15節工事請負費354万240円は、堆肥化装置の補修を行ったものです。

16節原材料費54万5,508円は、堆肥化装置の脱臭装置の活性炭などの購入費用です。

次に、6目長寿命化対策費2,030万4,000円は、13節委託料の生活環境影響調査、基本設計及び発注仕様書策定業務委託料です。

これは、ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設の基幹的設備改良工事を施工するに当たり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響の調査及び改良工事の基本設計と発注仕様書の策定業務を委託したものです。

以上で、第3款衛生費の説明を終わります。

続いて、第4款公債費につきましては、平成20年度から22年度までの3件の組合債の償還金であり、全て財務省より借入れをしております。元金と利子を合わせて1億2,473万7,854円となり、前年度比4,053万4,030円の減額です。これは平成19年度の延命化対策工事の償還が完了したことによります。

次に、第5款諸支出金は、将来の施設整備のための基金の積み立てで、額は1億173万4,316円です。内訳は、組合分担金の1億円と国債や定期貯金などの利息分173万4,316円です。

以上、歳出合計19億243万159円、

執行率は96.7%となっております。前年度と比較いたしますと4,507万2,340円、率で2.4%の増額となりました。この主な要因は、第3款衛生費の増額によるものです。

なお、歳入歳出を差し引きました1億397万3,190円は、翌年度への繰越金となります。

以上で、事項別明細書による説明を終わります。

次に、実質収支に関する調書についてご説明いたしますので、25ページをお開きください。

歳入歳出差引額は1億397万3,190円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も同額となります。

次に、財産に関する調書についてご説明いたしますので、29ページをお開きください。

まず、土地と建物については増減はありません。

次に、物品ですが、30ページをお開きください。

施設見学に使用していたプロジェクションテレビ1台及びAED2台を廃棄したことにより、26台となります。

次に、基金ですが、31ページをご覧ください。

蕨戸田衛生センター組合施設整備基金で、平成19年度に基金条例を制定し、積み立てを始めたものです。年度末での残高は11億4,628万7,086円となり、内訳は埼玉県債が600万円、定期預貯金が2件で11億4,028万7,086円となります。

以上で、決算の説明を終わりますが、決算の資料として参考資料1から4のほか、

A3判1枚の決算の概要と財務書類を作成しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

◎決算認定に関する代表監査委員の報告

○酒井郁郎議長　ここで、大変お忙しい中、川島善徳代表監査委員にご出席をいただいておりますので、決算審査の経過並びに結果についてのご報告をお願いいたします。

川島代表監査委員。

〔川島善徳代表監査委員　登壇〕

○川島善徳代表監査委員　皆さん、こんにちは。監査委員の川島です。どうぞよろしくお願ひします。

これより、平成30年度蕨戸田衛生センター組合会計の決算審査意見について申し上げます。

審査は、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、管理者より決算書及び法律に定める書類の提出を受け、去る8月28日に実施いたしました。

審査に付されました蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも法令に準拠して作成され、その計数は諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であると認められ、また予算執行についても適正であると認められました。

次に、決算の概要を申し上げます。

歳入総額20億640万3,349円、歳出総額19億243万159円、歳入歳出差引額は1億397万3,190円となり、全額翌年度会計に繰り越しとなっております。

歳入総額は、前年度と比較すると8,295

万4,023円、率にして4.3%の増加となっております、予算現額に対する決算額の比率は101.9%でした。

一方、歳出総額は前年度と比較すると4,507万2,340円、率にして2.4%の増加となっております、予算現額に対する決算額の比率は96.7%でした。

ごみの搬入状況を前年度と比較すると、事業系ごみの量が家庭ごみの量の減少分を上回って増加し、全体では増加となりました。事業系ごみの削減のために必要な施策についても、ごみ処理基本計画に定めたごみの減量化や資源化などの施策を踏まえ、蕨市、戸田市及び組合の三者が連携し、市民や事業者の協力と理解を得ながら推進してください。

また、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設に係る基幹的設備改良工事について、環境影響調査が実施されました。今回の工事では、環境への影響が増加することではなく、環境基準値を順守できるとのことでした。引き続き、さらなる環境負荷の低減と情報公開に努めてください。

また、平成31年1月に発生した粗大ごみ処理施設における爆発事故について、不燃ごみに混入したスプレー缶が原因と推測されるとのことでしたが、同様の事故が過去にも発生しており、家庭や事業者への周知はもちろん、受入時の混入防止対策を改めて徹底し、再発防止に努めてください。

ごみの処理は、市民の清潔で快適な暮らしに必要な不可欠な事業です。その運営に当たっては、全ての職員が常にコスト意識を持ち、市民の目線に立った健全なる組合運営に取り組むことを望みます。

以上、申し上げた内容の詳細につきましては、お手元の決算審査意見書のとおりでございますので、ご確認をいただければと

存じます。

以上をもちまして、決算審査の報告といたします。

◎休憩の宣告

○酒井郁郎議長 質疑通告受付のため、暫時休憩いたします。

午後 2時18分休憩

午後 2時18分再開

◎再開の宣告

○酒井郁郎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第12号から第15号及び認定第1号に対する質疑

○酒井郁郎議長 これより管理者提出議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告は出ていません。

よって、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

◎議案第12号から第15号及び認定第1号の委員会付託

○酒井郁郎議長 これより委員会付託に入ります。

お手元に配付してあります委員会付託一覧表のとおり、議案第12号から議案第15号については総務常任委員会に、認定第1号の各所管事項については総務、業務、両常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○酒井郁郎議長 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、11月26日午後1時

30分でございます。よろしくご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時20分散会

第 1 日 11月21日(木) ○委員会
第 2 日 11月22日(金) ○休 会
第 3 日 11月23日(土) ○休 会
第 4 日 11月24日(日) ○休 会
第 5 日 11月25日(月) ○休 会

令和元年 第 4 回

蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）

11月26日（火）

令和元年第4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会 第6日

令和元年11月26日(火)

議事日程

1. 開 議
2. 一般質問
3. 付託事件に対する委員長報告
4. 委員長報告に対する質疑
 - (1) 議案第12号 職員の給与に関する条例及び蕨戸田衛生センター組合職員退職手当条例の一部を改正する条例
 - (2) 議案第13号 工事請負契約の変更契約の締結について
 - (3) 議案第14号 工事請負契約の変更契約の締結について
 - (4) 議案第15号 工事請負契約の変更契約の締結について
 - (5) 認定第1号 平成30年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について
5. 討 論
6. 採 決
7. 閉会中の継続審査事項の委員会付託
8. 閉 会

令和元年11月26日(火)

◇出席議員 (20名)

1番	武下涼	議員	2番	今井陽子	議員
3番	大石圭子	議員	4番	本田てい子	議員
5番	榎本和孝	議員	6番	小林利規	議員
7番	保谷武	議員	8番	根本浩	議員
9番	山・紀子	議員	10番	一関和一	議員
11番	竹内正明	議員	12番	斎藤直子	議員
13番	土屋英美子	議員	14番	花井伸子	議員
15番	酒井郁郎	議員	16番	三輪なお子	議員
17番	榎本守明	議員	18番	熊木照明	議員
19番	伊東秀浩	議員	20番	高橋秀樹	議員

◇欠席議員 (なし)

◇職務のため出席した者

石塚千明 書記 高津戸健喜 書記

◇説明のため出席した者

頼高英雄	管理者	伊藤浩一	囑託
菅原文仁	副管理者	奥田好是	囑託
須崎充代	会計管理者	榎戸晃	囑託
増山富美男	事務局長	田谷信行	囑託
渡邊昌彦	次長	相馬一富	囑託
木村和正	次長	吉野博司	囑託
斎川弘之	業務課長	栗原誠	囑託
河野淳夫	施設課長	清水明	囑託
		重松浩之	囑託

令和元年第4回蕨戸田衛生センター組合議会
定例会会議録第2号

令和元年11月26日（火曜日）

午後 1時30分開議

◎開議の宣告

○酒井郁郎議長 これより、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○酒井郁郎議長 本日の議事日程につきましては、お手元にお配りしたとおりでありますので、ご了承願います。

◎一般質問

○酒井郁郎議長 これより一般質問に入ります。

一般質問の通告がありませんので、一般質問を終結いたします。

◎付託事件に対する委員長報告

○酒井郁郎議長 続いて、管理者提出議案を議題といたします。

各常任委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長 11番 竹内正明議員。

〔11番 竹内正明議員 登壇〕

○11番 竹内正明議員 お疲れさまでございます。

ただいまから総務常任委員長報告を行います。

去る11月21日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、その審査の経過概要と結果についてご報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例

案1件、工事請負契約案3件、認定1件の5件であります。

審査に当たりましては、説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

最初に、議案第12号「職員の給与に関する条例及び蕨戸田衛生センター組合職員退職手当条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

委員より、地方公務員法第16条第1項の欠格条項についての改正であるが、過去の組合職員について欠格条項をもって退職手当または期末手当等に影響が出た事例の有無と、今回の欠格条項に該当するような場合が今後あった場合に、手当等に影響が出るようなことはないのかとの質疑があり、事務局より、過去に欠格条項に該当した職員はいない。今後、職員が成年被後見人等となった場合については、手当等への影響はないと考えている。その場合、病気休暇、病気休職、そして分限処分という経過が想定されるため、制度として運用は可能であるとの説明がありました。

また、委員より、今回の欠格条項の削除については改元に伴う措置であるのかとの質疑があり、事務局より、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことを受け、地方公務員法が改正され、さらにそれを受けて組合の条例を改正したものであるが、改元によるものではないとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、本案は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第13号「工事請負契約の変更契約の締結について」申し上げます。

委員より、消費税及び地方消費税率の改

正に伴う増額であるが、増額金額の算定根拠について、また工事費用の変更の有無について質疑があり、事務局より、工事請負額の全額に対して消費税率分の8%から10%の差2%分について増額の変更契約を行うものであり、消費税及び地方消費税を抜いた工事請負金額についての変更はないとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、本案は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第14号「工事請負契約の変更契約の締結について」は、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、本案は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次の議案第15号「工事請負契約の変更契約の締結について」も質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、本案は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第1号「平成30年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について」中、当委員会所管事項について申し上げます。

審査に当たりましては、説明を省略し、款別に質疑に入りました。

まず、歳入の部について質疑に入り、第1款分担金及び負担金について、委員より、組合分担金について分担率に係る協議の申し出に基づく協議は、近年行われているのか。また、蕨市及び戸田市の人口比に加減する率が6.5%になってからの両市の人口などの増減について質疑があり、事務局より、両市の人口比に加減する6.5%については平成元年度に現ごみ処理施設を建設するに当たり、5%から6.5%に改める際、両市において協議を行ったが、それ

以降、この協議は行われていない。この協議については両市において行うものであるため、組合が主体的に行うことはない。また、人口については蕨市が若干の増加傾向であり、それを上回って戸田市の人口が増加しているため、衛生費の分担率についても戸田市のほうがふえている状況であるとの説明がありました。

次に、第2款使用料及び手数料について、委員より、平成30年度は家庭系ごみの減量化が進んだ一方、事業系ごみが増加し、全体では増加したとのことだったが、事業系ごみの量の詳細と排出する事業者について業種別の分析を行っているかとの質疑があり、事務局より、ごみの量の推移については平成17年度をピークとし、その後、平成22年度までは減少傾向となっていたが、平成26年度から増加に転じており、平成30年度は1万9,476トンとなっている。また、ごみの分析については家庭系ごみを含めた形で組成分析を行っているが、事業系ごみだけについての分析は行っていないとの説明がありました。

また、委員より、事業系ごみの増加を受けた今後の対策について質疑があり、事務局より、事業系ごみに含まれる紙類については資源化することが可能であり、事業者の処理コストも低減する可能性があるため、事業者に対してアドバイスを行っている。増加の要因として、経済活動が上向きであることなども考えられるが、減量化に向けた取り組みを進めていきたいとの説明がありました。

さらに、委員より、組合の職員が収集車に乗り、どのようなごみがどこから出ているのか、ごみの排出の現場に立ち会うことで臨場感のあるよい対策を講じることができると考えるが、どのように考えるかとの

質疑があり、事務局より、組合の職員が事業系ごみの収集に立ち会うというのは難しいと考えるが、搬入された事業系ごみの検査は実施できるので、行っていきたいとの説明がありました。

次に、第6款諸収入について、委員より、諸収入の回収資源売払金について、前年度と比べた状況について説明を求める質疑があり、事務局より、リサイクルプラザで回収されたアルミ缶、スチール缶及びペットボトル、粗大ごみ処理施設から回収される破砕鉄、ごみを焼却した後、出てくる焼却鉄などがあるが、鉄類については値下がりしている状況であった。ペットボトルについては価格が安定しており、前年度よりも高く売却できている。また、リサイクルプラザで回収している雑紙についても安定しており、1キログラム当たり11円88銭で推移し、下がる傾向はないとの説明がありました。

以上で歳入の部の質疑を打ち切り、続いて歳出の部について質疑に入り、第2款総務費について、委員より、職員の給料と職員手当等について、年々増加している理由として、定期昇給、人事院勧告、さらには休職していた職員が復職したとあるが、この職員が休職していた理由について、またこの給料等の増減の今後の見通しについて質疑があり、事務局より、職員の休職についてはメンタルの部分での休職が3年間続いていたものである。また、今後の見通しについては定期昇給や人事院勧告により増加していく要素もあるが、定年を迎えた職員の退職や新たな職員の採用など、人事異動に伴って減る可能性もあるとの説明がありました。

また、委員より、メンタルの部分での休職していた職員が復職する際に、働きやす

くなるような配慮はあったか。また、この職員のほかに休職した職員はいたかとの質疑があり、事務局より、この職員の主治医から話を聞くなどして、働きやすい環境は整えた。また、その他の職員については数カ月の休職となった者がいたとの説明がありました。

さらに、委員より、職員がメンタル的に病み、休職することになった原因として、職場環境に問題があるとか、パワーハラスメントがなかったのかとの質疑があり、事務局より、この職員個人の問題であり、パワーハラスメントはなかったとの説明がありました。

他の委員より、職員の労務管理について、働き方改革の一環として有給休暇や育児休業、介護休暇などの取得を推進していくことがあるが、平成30年度における有給休暇の取得率及び育児休業の取得状況について質疑があり、事務局より、有給休暇の取得状況については全職員の平均で15.6日であった。育児休業については、子供が生まれた職員に対して休暇制度の説明を行い、実際に取得しており、平成30年度においては男性職員の取得があったとの説明がありました。

また、委員より、さらなる有給休暇の取得について質疑があり、事務局より、20日に対して15.6日であるので、ある程度取得できていると考えている。管理職の取得日数は少ないように思うが、一般職員は取得できている。仕事の進捗状況も勘案し、取得を推進していきたいとの説明がありました。

他の委員より、粗大ごみ処理施設で発生したスプレー缶の爆発事故について、監査委員の意見書において過去にも発生しているとあるが、過去に発生した際の対策と、

その対策の効果について、また今回の事故を受けてどのような対策が講じられ、効果があらわれているのか。また、今回の事故について復旧に要した費用について質疑があり、事務局より、10年ほど前に大規模な爆発があり、その際は復旧に約700万円を費やした。粗大ごみ処理施設は、ある程度の爆発には対応できる構造となっており、爆発の力を逃がすための設備があるので、通常は大きな被害とはならない。しかし、今回は粗大ごみの破砕機の損傷だけでなく、他の部分にも損傷を与えてしまった。特に、プラットホームに進入する際の大型の自動扉が爆風でゆがみ、全て交換することとなった。費用については、平成30年度分として896万4,000円、令和元年度分として約2,700万円、合計が約3,600万円となった。施設について保険に加入しているため、その申請手続を進めており、一部は保険で補填されるものと考えている。また、対策については両市の収集業者が収集する際に分けて収集しているほか、組合での受け入れ時も直接設備に投入せず、ほかの場所に一度下ろし、目視による確認を行っていたが、完全に取り除けるわけではなく、今回の事故につながった。今回の事故を受けて、収集の際によく確認するよう両市に連絡し、組合においてもスプレー缶、ガスボンベが入っていないか、さらに確認を行うこととしたとの説明がありました。

他の委員より、工事請負費の消防設備補修工事について、指摘を受けた設備の詳細について質疑があり、事務局より、組合では年2回の点検を行っているが、ごみ焼却施設は建設から26年が経過し、経年劣化による不具合が指摘されている。今回の工事では、誘導灯の更新、防火シャッターの

補修、防火扉と連動する感知器の補修及び配線の補修を行ったとの説明がありました。

また、委員より、公課費の汚染負荷量俯瞰金について、詳細な説明を求める質疑があり、事務局より、大気汚染により気管支ぜんそくなどが多発した地域に住んでいた方の疾病に関して、公害健康被害補償制度があり、この制度において補償給付を行うための費用をばい煙発生設備を設置していた事業者がこのうち8割を負担し、残りの2割については自動車重量税が充てられているものである。また、額の算定方法の詳細と制度の対象者数について説明がありました。

他の委員より、負担金、補助及び交付金の職員の資格取得費用について、資格の取得状況と資格の取得が給与関係に反映されているのかとの質疑があり、事務局より、組合では特にボイラー設備と発電設備を有しているため、必要な資格があり、平成30年度においては2級ボイラー技士の資格を職員が取得した。また、組合で管理しているフォークリフトとショベルローダーを取り扱うための講習を計画的に受講させ、試験にも合格している。給与への反映についてはないとの説明がありました。

また、委員より、資格の取得について職員を鼓舞するためにも、人事評価や手当などで考慮してもよいと考えるが、事務局の見解を求める質疑があり、事務局より、組合施設の設備を取り扱うためには資格が必要だが、その業務自体が本来的に組合の業務であるので、その資格取得に対して手当の支給等を行うというのは難しい。しかし、施設自体を維持管理していく上で重要なことであるので、職員の意識の高揚を図ることについて検討していきたいとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、認定第1号中、当委員会所管事項について、全員異議なく、認定すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして、総務常任委員会に付託を受けました案件についてのご報告を終わります。

○酒井郁郎議長 続きまして、業務常任委員会委員長 7番 保谷 武議員。

〔7番 保谷 武議員 登壇〕

○7番 保谷 武議員 こんにちは。

ただいまから業務常任委員会委員長報告を行います。

去る11月21日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、その審査の経過概要と結果について、ご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、認定第1号「平成30年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について」の1件であります。

認定第1号の当委員会所管事項についてご報告申し上げます。

審査に当たりましては、説明を省略し、目別に質疑に入りました。

まず、第2目塵芥処理費について、委員より、平成31年1月に粗大ごみ処理施設で発生した爆発事故について、事故後の具体的な対応と対策について質疑があり、事務局より、当該爆発事故の原因は家庭から回収された不燃ごみの中に大量に中身の入ったスプレー缶が混入されていたことが原因である。家庭から回収された不燃ごみは、通常、破砕機に送る供給コンベヤの手前の仕分けヤードにて作業員がスプレー缶などの危険物を取り除く作業を行うが、当日は昼休み直前の搬入であったため、直接供給コンベヤに投入していたことが判明した。

事故後は、そのような直接投入を禁止し、危険物を取り除く作業員を5名から6名に1名増員し、強化している。また、蕨、戸田、両市民に対してスプレー缶の中身を使い切って出すことを啓発するとともに、不燃ごみの日ではなく、資源物の金属缶類の日に出すようにPRを実施している。事故発生以降、小爆発も含めて爆発事故は発生していないとの説明がありました。

また、委員より、両市のスプレー缶の出し方について少々違いがあるのではないかと質疑があり、事務局より、蕨市と戸田市では細かい部分について、ごみの出し方に違いがある。ごみの出し方のパンフレットの改訂を今までも実施してきたが、今後も市民にわかりやすく、誤解のないものとなるよう内容を近づけていく努力をしていくとの説明がありました。

また、委員より、例えば戸田市においてはスプレー缶を袋に入れることになっていない、両市の市民が適正なごみの出し方ができるようにしていただきたいとの要望がありました。

他の委員より、ごみの出し方のパンフレットにはスプレー缶は穴を開けずに出すと書いてあるが、実際、穴は開けなくても使い切れればよいものなのかとの質疑があり、事務局より、スプレー缶に穴を開ける作業は大変危険が伴う作業であるため、市民の皆さんは中身を使い切っていただくだけで十分である。スプレー缶は金属缶類の日に出し、リサイクルプラザに搬入されるものとなっており、同施設には機械的にガス抜きできる装置があるとの説明がありました。

次に、第5目リサイクルフラワーセンター運営費について、委員より、現在20名の障がい者の方が働かれているが、この枠をふやす予定はあるのか。また、どうすれ

ばここで働けるのかとの質疑があり、事務局より、障がい者の雇用については現在、蕨市はスマイラ松原と糸ぐるまの2施設から、戸田市はハーモニーとわかくさ会ゆうゆう、わかくさ会かがやきの3施設から就労していただいている。就労人数は蕨市が8名、戸田市が12名の計20名である。雇用の増員については施設のハード面及び作業面を考えた場合、現状の人数で精いっぱいと考えている。また、障がい者や支援員の作業賃金の積算根拠としている埼玉県最低賃金が年々上昇しており、予算の関係もあるとの説明がありました。

また、委員より、20名という人数は当初からのものかとの質疑があり、事務局より、開所以来からのものであるとの説明がありました。

他の委員より、現状、花苗の生産鉢数はどうなっているのか、また生ごみと花苗の交換を実施しているが、蕨、戸田、両市へはどのような形で分配されているのかとの質疑があり、事務局より、生ごみバケツの貸し出し登録数は平成30年度においては蕨市が55世帯、戸田市が829世帯であり、戸田市が9割以上を占めている。その要因は、戸田市は平成19年から先進的に生ごみの堆肥化事業を実施している経緯があり、NPOにも回収を委託している。花苗の生産出荷数は平成30年度の目標が11万鉢に対して、実績として11万2,350鉢と目標を上回っている。生ごみと花苗の交換実績は蕨市が4,756鉢、戸田市が5万4,400鉢と戸田市が率として約91%を占めている。逆に、イベント用としては蕨市が4万117鉢、戸田市が2,064鉢で蕨市が率として約95%を占めている。そのほか、蕨市はエコキャップ事業としてペットボトルのキャップ

100個と花苗1鉢を交換しており、平成30年度については花苗6,438鉢とペットボトルのキャップ64万3,800個を交換している。戸田市は、生ごみと戸田オールを交換する事業を実施しており、平成30年度については18件の引きかえの実績があったとの説明がありました。

また、委員より、現状、花苗をうまく割り当てているように見える。来年、東京オリンピックもあり、花を植えるなど、いろいろ需要があると思うが、12万鉢の生産というのは無理なのかとの質疑があり、事務局より、施設のハード面や人員を勘案した場合、現状難しいと考える。ハウスや人員をふやすなど、設備投資をふやせば生産能力は上がると考えるが、コストもかかるため、将来の検討課題と考えているとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、認定第1号中、当委員会所管事項について全員異議なく、認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、業務常任委員会に付託を受けました案件についてのご報告を終わります。

○酒井郁郎議長 以上をもって、各委員長の報告は終わりました。

◎休憩の宣告

○酒井郁郎議長 委員長報告に対する質疑通告受け付けのため、暫時休憩いたします。

午後 1時53分休憩

午後 1時53分再開

◎再開の宣告

○酒井郁郎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎委員長報告に対する質疑

○酒井郁郎議長 これより各委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はありません。

よって、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

○酒井郁郎議長 討論通告受け付けのため、暫時休憩いたします。

午後 1時54分休憩

午後 1時54分再開

◎再開の宣告

○酒井郁郎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎討論、採決

○議案第12号から議案第15号
及び認定第1号の採決一可決

○酒井郁郎議長 これより討論、採決に入ります。

議案第12号「職員の給与に関する条例及び蕨戸田衛生センター組合職員退職手当条例の一部を改正する条例」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○酒井郁郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原

案を可決することに決定いたしました。

次に、議案第13号「工事請負契約の変更契約の締結について」から議案第15号「工事請負契約の変更契約の締結について」まで、以上3件について討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案3件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案3件を、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○酒井郁郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案3件は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

次に、認定第1号「平成30年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について」、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本認定に関する各委員長の報告は、認定であります。

本認定を、各委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○酒井郁郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、本認定は各委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査事項の委員会付託

○酒井郁郎議長 次に、議会運営委員会委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付の閉会中継続審査事項表のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり、閉会中の継続審

査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○酒井郁郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり閉会中の
継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○酒井郁郎議長 以上をもちまして、本定例
会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和元年第4回蕨戸田衛
生センター組合議会定例会を閉会いたしま
す。

お疲れさまでした。

午後 1時57分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 酒 井 郁 郎

署名議員 大 石 圭 子

署名議員 土 屋 英美子